

事 務 連 絡

平成 30 年 8 月 23 日

各都道府県災害廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

「平成 30 年 7 月豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答」
を、別添のとおり取りまとめたので、お送りします。

平成 30 年 8 月 23 日

平成 30 年 7 豪雨に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

問 1 災害等廃棄物処理事業において、既に着手、ないしは終了した分についても補助金の対象となるのか。

- 既に着手、ないしは終了した災害廃棄物の処理についても、被災市町村が事業主体として実施した分については補助事業の対象となる。
- なお、会計手続きのため、見積書、請求書等といった契約に関する書類一式及び処理の状況が判る写真等については、会計手続きが始まるまでの間、保管しておいていただきたい。

問 2 倒壊家屋等を、既に個人が自主撤去した場合においても、補助の対象となるのか。

- 既に倒壊した家屋等を自ら解体業者に依頼して撤去した場合についても、被災市町村が、当該撤去を被災市町村が特に必要として認めて行う災害等廃棄物処理事業に該当するものであったと判断した上で、民法の事務管理の法律構成を取れば、補助事業の対象となる。
(既に個人が支払済でも可)
- 7 月 20 日付事務連絡でもお示ししているところであり、ご参照いただきたい。

問 3 中小企業の災害廃棄物については、本件処理事業に該当するのか。

- 中小企業※（個人商店を含む）から排出された災害廃棄物は、一般家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されている場合もあることから、市町村が生活環境保全上特に必要として処理を行った場合は、従来から補助対象である。
 - そのため、被災市町村内に事務所を有する中小企業に係る、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、解体工事と併せ、処理事業の対象となる。
- ※中小企業とは、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者（中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む）をいう。

問 4 大企業の災害廃棄物についても、本件処理事業に該当するのか。

- 対象外である。

問5 諸経費は補助対象となるのか。

<解体工事について>

○解体工事に要する諸経費については15%の範囲内で補助対象経費とする。

<廃棄物処理費について>

○仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に必要な諸経費については、原則として15%の範囲内で補助対象経費とする。

○ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる場合もあるので、個別に環境省にご相談ください。

問6 土砂混じりがれきについて、国土交通省の公共施設災害復旧事業や堆積土砂排除事業と一体的に業務を発注した場合、廃棄物を処理した分は災害等廃棄物処理事業の補助対象となるのか。また、どのように按分すればよいのか。

○国土交通省の公共施設災害復旧事業や堆積土砂排除事業と一体的に土砂混じりがれきの撤去を行った場合であっても、面積や重量などに応じて按分することで補助対象となる。

○一体的に行った土砂等の撤去を、宅地と公共施設分は面積で按分し、宅地内の災害等廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業については、処分時の項目毎の重量等で按分することで各事業の切り分けを行うことが可能である。

○なお、土砂混じりがれきの撤去にあたり、国土交通省土木工事積算基準を適用するなどの場合は、諸経費をどのように計上するかも含めて個別に環境省にご相談ください。

問7 解体工事等の費用算出にかかる基準が示されているが、必ずこの基準に従い積算しなければならないのか。

○市町村等の会計基準等に従い算出していただくことも可能ですので、個別に環境省にご相談ください。